平成２９年（フ）第２２号
群馬県前橋市下川町53番地６
破産者　関根　慶秀
１　決定年月日　平成29年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０号
新潟県長岡市鳥越1937番地　プラトー101号室、前住所新潟県長岡市三和２丁目７番18―306号　ベルコモンズⅡ306号室
破産者　大竹　　修
１　決定年月日　平成29年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目14番地の４　清園マンション103、前住所兵庫県尼崎市東園田町９丁目８番地の４　ローズマンション
破産者　仙名あやめ
１　決定年月日　平成29年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目30番12―501号、前住所兵庫県西宮市津門住江町８番16―1017号
破産者　山崎　茂樹
１　決定年月日　平成29年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２２号
徳島県阿南市出来町48番地２、旧住所徳島県徳島市南田宮２丁目７番39号
破産者　吉田　武夫
１　決定年月日　平成29年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５３号
岩手県二戸市福岡字落久保６番地
破産者　玉川　　太
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７０号
茨城県坂東市沓掛乙724番地20
破産者　張替　啓一
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４５３号
横浜市中区西竹之丸110番地、開始決定時の住所横浜市磯子区丸山１丁目６番28号
破産者　小杉　和生
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５４号
横浜市中区西竹之丸110番地、開始決定時の住所横浜市磯子区丸山１丁目６番28号
破産者　小杉美也子
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６８号
横浜市都筑区桜並木20番32―4201号
破産者　吉田　　準
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅４棟101号
破産者　大内　秀法
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市長浦町２丁目67番地
破産者　鷲澤　真澄
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１４８号
富山市呉羽町5094番地１プレジールクレハ201号
破産者　国志こと　谷本　正浩
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９９号
石川県小松市園町ハ12番地１　アバンサールＳ102、開始決定時の住所石川県小松市白江町ト８番地１　カルレット205号室
破産者　松下　　衛
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２６号
愛知県安城市昭和町19番27号　マンション渡辺205
破産者　小林　秀明
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２号
鳥取県鳥取市的場２丁目73番地　キャトルセゾンＢ―202号
破産者　石井　　徹
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
香川県小豆郡土庄町長浜甲2814番地
破産者　岡本　一志
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
北九州市若松区中川町９番16号
破産者　宮脇　俊幸
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８７号
北九州市門司区片上町７番15―104号
破産者　安藤　　真
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部